

くらしのめ

静岡県では、ひとりひとりが消費行動を通して社会の発展と改善に積極的に参加していく社会「消費者市民社会」の実現を目指しています。

突然の訪問から消費者トラブルに!?

ケース 1

自宅の屋根の点検を依頼したら 見積もりの前に契約書にサインさせられてしまった!?

突然自宅に訪問した事業者から「近所で屋根の工事をしているが、お宅の瓦が傷んでいるように見えたので**点検しても良いか**」と言われた。お願いしたところ「**かなり傷んでいる。すぐに修理しなければ大変なことになる**」と言われたので見積もりを求めると、「**今でないと契約できない**」と先に契約書にサインするように急かされた。サインしてしまったが、**工事代金が40万円**と高額であり、解約したい。



ここに注意! “怪しい”に気づくポイントチェック

■ 「点検させてほしい」と訪問してくる事業者には慎重に対応しましょう

「点検させてほしい」と訪問してくる事業者は、契約を締結させるため、**言葉巧みに消費者の不安をおおろうとします**。一度点検を承諾してしまうと、冷静な判断ができないまま契約してしまう危険があります。

■ 事業者の話をうのみにせず、その場で契約しないようにしましょう

不具合があると言われたとしても、別の専門家に確認を依頼するなど、**事業者の話をうのみにしない**ようにしましょう。契約を検討する場合は、**複数の事業者から見積もりを取って比較**することも大切です。

さらに
くわしく!

他の事例やアドバイス
を見てみましょう!



こちらから「国民生活センター」の詳しい情報
を見ることができます。

ケース 2

訪問してきた事業者を家に上げたら、長時間勧誘された

事業者が「**家庭用蓄電池を設置しないか**」と訪問してきたので、話を聞くため、家に上げた。「今なら工事費、設置費無料で20年から30年は維持できる」など、数時間にわたる執拗な勧誘を受け、契約してしまった。しかし、**約300万円と高額な契約**であり、後悔しているので解約したい。



「余剰電力買取制度」※1と「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」※2による住宅用太陽光発電の固定価格買取期間は2019年以降、順次終了してまいります。家庭用蓄電池を用いた自家消費は、期間終了後の選択肢の一つとなっておりますが、**家庭用蓄電池の勧誘トラブル**が寄せられています。注意しましょう。

※1太陽光発電からの余剰電力を一定の価格で買い取ることを電気事業者に義務づけるもの。

※2再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。

ここに注意! “**怪しい**” に気づくポイントチェック

■ メリットだけではなく、それに伴うコストも考慮しましょう

導入により、電気料金が安くなる等のメリットがあるとしても、導入する際には**高額な初期費用**が発生します。このようなコストを十分考慮しましょう。

■ 事業者の突然の訪問には、事業者名や目的などを確認しましょう

法律により、事業者が訪問販売を行うときは、**事業者の名称や目的、商品の種類**を告げる必要があります。事業者がこれらを告げないなど、不審な点がある場合や契約する気がない場合は、**きっぱりと断りましょう**。

さらに
くわしく!

他の事例やアドバイスを
見てみましょう!



こちらから「国民生活センター」の詳しい情報
を見ることができます。

消費者ホットラインから、お近くの市町の
消費生活相談窓口へおつながります!

消費者 **だまされるの**
ホットライン

い や や!
188



※お住まいの地域の郵便番号の入力が必要です。

※通話料がかかります。(通話料定額プランの対象外となります。)

・条件によっては相談窓口につながらない場合があります。この場合、ガイダンスなどにより受付時間や連絡先をご案内します。

・PHS、IP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。

県の消費生活相談窓口 (平日9:00~16:00 土日祝日及び年末年始は受け付けておりません。)

●東部県民生活センター
TEL 055-952-2299

●中部県民生活センター
TEL 054-202-6006

●西部県民生活センター
TEL 053-452-2299

(発行) 静岡県 暮らし・環境部 県民生活課 住所/〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 TEL/054-221-2175

この情報誌は、静岡県金融広報委員会の御協力のもと作成しています。(2021.9発行)